

シーニックバイウェイの取り組み支援

1. 条例において、短期の仮施設による営業については許可を要している一方で、行事、祭り事の際に仮施設で営業する場合は許可不要としていることについて、御省の見解を伺いたい。
2. 行事、祭り事の際に仮施設で営業する場合は許可不要としているのであれば、短期の仮施設による営業についても、一定の条件の下、許可を不要とする、もしくは、許可基準を緩和するといった措置を講じてもよいのではないかと考えるが、御省の見解を伺いたい。
3. 短期の仮施設による営業について許可が必要であるとしても、営業期間については、「1か月」、「夏期」、「冬季」なども認めてよいと考えるが、御省の見解を伺いたい。

（答）

1. 食品衛生法においては、飲食店営業等公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定めるものに該当する営業を営もうとする者は、同法第52条第1項に基づき、都道府県知事等の許可を受けなければならないと定められており、政令に定める営業を行う場合には、仮施設であるか否かに関わらず許可が必要である。
2. 御指摘の北海道における営業許可の取扱いについて確認したところ、行事、祭り事の際の仮施設による営業についても、食品衛生法に基づく北海道知事の営業許可が必要である。ただし、北海道食品衛生法施行条例第4条に基づき、行事、祭り等に際して臨時又は仮設の施設により営業を行う場合その他特別の理由により営業を行う場合であって、衛生上支障がないと認められるときは、その範囲において、営業に係る基準の一部を適用しないとしている。
3. なお、営業期間の制限については食品衛生法で規定していない。

4. 地域活性化を図る観点から、仮施設による期間限定の飲食店営業について、より地域の特性を活かせるような営業基準を検討し、ガイドラインとして都道府県に周知すべきと考えるが、見解を伺いたい。
5. 農家民宿においては、施設基準の緩和が可能であることから、御省から都道府県に対し条例の改正の検討や弾力的な運用を要請しているが、地域活動として行う仮施設による期間限定の飲食店営業についても、地域活性化の観点から同様の要請により、条例の改正や弾力的な運用が可能と考えるが見解を伺いたい。

(答)

1. いわゆる露店営業については、都道府県に対し、すべての無許可営業者の解消を期して露店営業者を食品衛生行政の対象として完全に把握し、合理的な行政の運営を図るため、施設基準及びその運用方法等について再検討を加えて、露店のような特殊な業態を有する営業にとって現実的な観点から適切な措置の講じられていないものがあれば、これらの業態についても衛生的な基準を維持しつつ営業が営めるよう所要の措置を講ずるよう通知している。また、露店営業の営業形態の特殊性を考慮し、飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業の営業施設の基準を示し、公衆衛生上支障がない範囲で「しんしゃく」できる項目を明記している。
2. なお、食品衛生法に基づく営業許可については、都道府県知事等が、営業を行おうとする者に対し、当該営業施設に関し、条例で定めた営業施設の基準に合う場合に与えるものであり、営業期間について基準を示す必要はないと考えている。

## 移動型店舗による新たなビジネスの創出

1. 日本でも「おでん屋」、「焼き芋屋」など一部に「移動型店舗」に相当する業態も散見されるが、食品衛生法上では、移動型店舗をどのように位置付けているか（常設施設であるか、仮設施設であるか等）、どのような基準に沿って許可されているかを教示願いたい。

(答)

1. 御指摘の移動型店舗のうち、「おでん屋」については客席等を提供し飲食をさせているものは飲食店営業に該当するため営業許可を要し、「焼き芋屋」については食品衛生法第51条に基づき政令で定められた営業には該当しないため、営業許可を要しない。なお、ここにいう移動型店舗は、自動車や引き車等により、移動することを原則とし又は特定の場所を長期にわたり占有せずに、飲食店や食品販売等の営業を行うものを指しているものと思われるが、食品衛生法上、その定義は規定していない。
2. 食品衛生法第51条に基づき、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定めるものについては、都道府県等の条例で公衆衛生の見地から必要な基準（施設基準）を定めており、移動型店舗であっても、他の固定店舗と同様、政令で定める営業に該当するものについては、都道府県等が当該基準への適合を確認した上で営業許可を与えているところ。  
(なお、政令で定める営業以外の営業については、営業許可は不要である。)
3. ただし、厚生労働省が都道府県等に示している施設基準の準則では、公衆衛生上支障のない範囲で「しんしゃくできる」項目を示しているほか、自動車による食品の移動販売については、都道府県等に対し、「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」を示しており、都道府県等の条例においても営業形態の特殊性を考慮して、公衆衛生上支障のない範囲で、施設基準の適用をしんしゃくしているものと承知している。

2. 「移動型店舗」の営業許可を得る対象地区が複数である場合、対象地区毎に食品衛生法上の申請が必要となるか教示願いたい。また、対象地区毎に申請が必要な場合に、対象地区が不特定な場合の扱いについて教示願いたい。

(答)

1. 食品衛生法第52条に規定する営業許可の効果の及ぶ地域的範囲は、許可をした行政庁の管轄区域内である。よって、営業許可を与えた営業所等の所在地以外の都道府県等の管轄区域にも移動して営業を行なう場合には、改めて当該都道府県知事等の許可を要する。
2. 営業者が営業を行おうとするために移動する地域が、当初の営業許可申請時に決まっていなくても、地域を決めた際に当該地域が営業許可を得ている営業所等の所在地以外の都道府県等である場合は、速やかに当該地域を所管する都道府県等に営業許可申請を行う必要がある。

3. 「移動型店舗」の許可については、既存の施設基準（仮設又は常設）ではなく、移動する前提での新たな許可基準が必要と考えるが、見解を伺いたい。

(答)

食品衛生法に基づき営業許可を要する業種における移動形態の営業については、既に「施設基準の準則」(しんしゃくできる事項を明記)や「自動車による移動販売に関する取扱要領」を示しているところ。

4. 地域活性化を図る観点から、移動型店舗を展開する民間の取り組みについて、実現の障害となる規制の廃止や緩和などの支援措置を講ずるべきと考えるが、見解を示されたい。

(答)

1. 食品衛生法第52条に基づく営業許可については、地域の実情に応じて各都道府県等が条例により施設基準を設定していること、また、各都道府県等が地域の実情を踏まえつつ食中毒の発生予防等の監視指導を確実にを行うためにも、移動式店舗が複数の都道府県等をまたがって営業を行う場合には、管轄のいずれの都道府県等からもこれを取得する必要があると考える(移動式店舗が特殊な営業形態であることをかんがみても確実に許可を受けることが必要)。よって飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図る観点から、規制の廃止については困難であるとする。
2. なお、上記で述べたとおり、「施設基準の準則」や「自動車による移動販売に関する取扱要領」を示しており、都道府県等の条例において営業形態の特殊性を考慮して、公衆衛生上支障のない範囲で、施設基準をしんしゃくすることは可能であるとする。